

嘉 麻 市

子育てガイドブック

令和7年度版



嘉麻市マスコット
キャラクター
かましちゃん



嘉麻市 × 株式会社サイネックス

歯科／小児歯科／歯科口腔外科



川波歯科こども歯科クリニック

KAWANAMI DENTAL CLINIC



家族で通いやすい工夫をしています

川波歯科こども歯科クリニックでは、小さなお子さんが楽しく通えて
保護者さまも安心して診療を受けていただけるよう、
通いやすい医院づくりを心がけました。

Family!



ファミリールーム

お子さまと一緒に
お入りいただける
診療室

キッズスペース

個室の診療室も
備わっております



kids!

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00▶12:30	♦	♦	♦	♦	♦	♦
14:30▶19:00	♦	♦	—	♦	♦	17:00

休診日：日曜・祝日※受付時間は診療時間終了の30分前まで

Tel.0948-65-4010

桂川町大字土居 390-1

川波歯科こども歯科クリニック

検索





発行にあたって

このたび、嘉麻市の将来を担う子どもたちの健やかな成長の一助としていただくため、子育てに関する身近な情報を一冊にまとめた「嘉麻市子育てガイドブック」を作成しました。ぜひ、身近に置いていただき子育てにご活用ください。

発行にあたり、広告掲載にご賛同いただきました各事業者様をはじめ、ご協力いただきましたすべての方々に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年4月

嘉麻市



嘉 麻 市

子育てガイドブック

もくじ

- 発行にあたって 1
- もくじ 2

もうすぐママになる方へ

4

- 母子健康手帳の交付・妊婦健康診査 4
- 妊婦のための支援給付 5
- 妊婦・乳幼児の栄養相談 5
- 風しん予防接種助成事業 6
- 美術館はプレママさんを応援します！ 6
- 出産育児一時金 7



赤ちゃんが生まれたら

8

- 出生届 8
- 国民年金保険料の産前産後免除申請 8
- 国民健康保険税の産前産後期間に
係る保険税軽減 8
- 新生児聴覚検査助成 9
- 産婦健康診査 9
- 産後ケア事業 10
- 新生児訪問・赤ちゃん全戸訪問 10
- 未熟児養育医療制度 10
- 離乳食教室 11
- 乳幼児健康診査 11
- 母子栄養強化事業 12
- 予防接種 12
- 10か月の赤ちゃん相談 15
- 乳幼児の事故の予防 15
- もしものときの相談先 16

子育て支援

18

- 子ども医療費支給制度 18
- ひとり親家庭等医療費支給制度 19
- 重度障がい者医療費支給制度 20
- 児童手当 20
- 児童扶養手当 21
- 特別児童扶養手当 22

広 告



小児科・アレルギー科・内科

吉国 医院

診療時間／9:00～18:00 休診日／土曜、水曜午後・日曜・祝日
昼休み／12:00～14:00 予防接種／火・木・金14:00～15:00
※水曜・土曜は12:00まで

嘉麻市飯田157 ☎ 62-2074

● 特別児童扶養手当	22	● 児童発達支援	38
● ひとり親家庭等の自立推進事業	23	● 放課後等デイサービス	39
● 障害児福祉手当	24	● 日中一時支援事業	39
● 子ども・子育て支援新制度	24	● 保育所等訪問支援	40
● 幼児教育・保育の無償化	25		
● 幼児期の教育・保育施設	25		

子育て応援情報

28

● 地域子育て支援拠点事業	28
● 一時預かり事業	29
● 病後児保育事業	29
● 子育て短期支援事業	31
● 放課後児童健全育成事業(学童保育所)	32
● 嘉飯圏域(嘉麻市・飯塚市・桂川町) 病児保育事業	33
● 嘉麻市転入者等住まい応援交付金	34
● こどもクリニック (プロジェクトK事業)	34
● ブックスタート	35
● 絵本でくすぐ講座	35
● 乳幼児向けおはなし会	35
● 赤ちゃんタイム	36
● 絵本バックでお出かけしよう 「赤ちゃん絵本バック」	36
● 家庭教育支援事業 『ミニプレーパーク』	37
● 家庭教育支援事業 『メディア講座』	38

小、中、義務教育学校

41

● 入学・転校手続き	41
● 就学援助制度	41

その他

42

● 各種相談窓口	42
● 障がい者(児)相談支援事業 (障がいに関する相談)	43
● 発達障がいについて知っていますか?	46
● 療育事業	48
● 巡回相談事業	48
● 子育て世代の公園利用	49
● 子育てマップ	52



の表示がある手続きについては、マイナンバーのご提示が必要な場合があります。詳しくは事業の担当係にお問い合わせください。

感染症の感染拡大の状況により事業内容を変更・中止する場合もあります。



見やすく読みまちがえににくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

**個性や優しさを大切にのびのび成長してほしい
という願いが詰まった絵本**

『ぼくとべるよ』
「もっといろいろあよぎたいなー!」

『わたしなしの』
「うわー!」

『ぼくがまもる』

こいのぼりのあっくんシリーズ

作 西島 良祐 嘉麻市大隈町善應寺住職
絵 手塚 けんじ 文芸社刊 定価 1,200 円 + 税 お求めは書店で注文 または 通販サイトで



もうすぐママになる方へ



母子健康手帳の交付・妊婦健康診査 ○ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0948-62-5715

もうすぐママになる方へ

✿ こども家庭センター(かま・suku)

妊娠生活を健やかに過ごし、出産・子育て期を安心して過ごせるように、保健師・助産師・管理栄養士等がさまざまな悩みや質問にお答えする相談窓口です。

場所 嘉麻市役所碓井総合支所 子育て支援課内

開所日時 平日8:30～17:00

✿ 母子健康手帳の交付

医療機関で検査を受けて妊娠届出書をもらったら、「母子健康手帳」を交付します。交付は事前予約制で、保健師または助産師が妊娠・出産・子育てについて、管理栄養士が妊娠中の食事について詳しくご説明します。



交付場所	こども家庭センターかま・suku 嘉麻市役所碓井総合支所 子育て支援課 母子保健係
交付日時	平日9:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
予約方法	電話: 0948-62-5715 メール: boshi@city.kama.lg.jp ※予約受付時間は平日の8:30～17:00
持参するもの	妊娠届出書 マイナンバーに関する書類

広告



有松産科婦人科
ユースクリニック

産科 … 分娩・不妊相談
自然分娩・和痛分娩・育児相談
婦人科 … 更年期障害・子宮がん検診
月経困難症・婦人科疾患
小児科 … 2週間健診・1カ月健診
予防接種
ユース … 思春期無料相談

里帰り出産の方もお気軽にお問い合わせ下さい

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～17:00	●	●	/	(手術日)	●	※

※第2・第4土曜日の午後は診察いたします（予約のみ）

嘉麻市鴨生 824

☎ 0948-42-1108

有松産科婦人科

検索



◆小児科は、火曜日 9:00～12:00 14:00～16:30
木曜日 14:00～17:00(第3木曜日は休診)

◆午後の診察は、木曜日以外にも手術が行われる場合がありますので、お電話でご確認ください。

✿ 妊婦健康診査

妊婦さんと赤ちゃんの健康状態を把握し、無事に出産の日を迎えるようにするために大切な健
康チェックの機会です。母子健康手帳交付の際、一人当たり14回分の補助券を交付しています。

～妊娠23週(第6か月末)	4週間に1回
妊娠24週～35週(第7か月～9か月末)	2週間に1回
妊娠36週以降(第10か月～)	1週間に1回

※転入・転出の場合も、担当係までご連絡ください。



もうすぐママになる方へ

妊婦のための支援給付

○ 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715 こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

すべての妊婦やその配偶者等が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期からの相談支援と、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

✿ 経済的支援:妊婦のための支援給付(妊娠)

出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するために、妊娠届出時の面談後に現金またはギフトを給付し、経済的負担をサポートします。

対象者 嘉麻市に住所を有する妊婦の方。

手続き (1回目)妊娠届を提出いただくときに、窓口での面談後、申請受付をします。

(2回目)出産予定日の8週間前の日以降に申請受付をします。

妊婦・乳幼児の栄養相談

○ 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

● 妊娠中の食事について知りたい方

控えたほうがいい食品や、妊婦さんの体重管理など

● 離乳期・子育て期の食事についてお悩みの方

好き嫌いがはげしい、アレルギーの心配など

妊婦さんや乳幼児の栄養に関するご相談について、お気軽にご相談ください。

広 告

**ガスやリフォームに
関する事お任せ下さい!!**

プロパンガス ガス工事 ガス衣類乾燥機
ガス機器各種 灯油ボイラー エコキュート リフォーム

給湯機器のトラブルもすぐに対応できます

まちのトータルエネルギーショップ

株式会社 富士プロエネルギー

エコエネルギーで貢献ライフ

代表 富金原 武
嘉麻市大隈町 805
☎0948-57-0037 P有

風しん予防接種助成事業

○ 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

妊婦さんが風しんに感染すると心臓に障がいをもったり、目が見えにくい、耳が聞こえにくいといった「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。嘉麻市では、風しんの感染を防ぐために風しん予防接種の助成を行います。

もうすぐママになる方へ

接種回数 1回

個人負担額 MR(麻しん風しん)ワクチン、風しんワクチンそれぞれ負担額が異なります。金額は上記に問い合わせください。

※生活保護の方、非課税世帯の方(証明書要)は無料

助成額 6,000円

対象者 嘉麻市に現住所を有する方で風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でなく次の①または②に該当する方
①妊娠希望の女性

(ただし、妊娠中の方は接種できません。)

②妊婦(妊娠希望者)の配偶者(パートナー含む。)または同居者(生活空間を同一にする頻度が高い家族等)

→②は妊婦(妊娠希望者)が抗体検査で、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していることが判明している場合は、対象となりません。

※ワクチン接種時に、①はご本人の②はご本人と妊婦(妊娠希望者)の風しん抗体検査の結果の提供が必要です。

※抗体価が十分でないとはHI値が16倍以下またはEIA値が8未満をいいます。

※風しん抗体検査は福岡県が無料で実施しています。

美術館はプレママさんを応援します！ ○ 嘉麻市立織田廣喜美術館 ☎0948-62-5173

嘉麻市立織田廣喜美術館では、妊娠期の不安や疲れを和らげ、妊婦さんや子育て世帯が利用しやすい取り組みを行っています。ぜひ、美術館でゆったりとした時間をお過ごしください。

●入館料の減免について

妊娠中の方が母子健康手帳をご提示いただくと、入館料が免除されます。この免除は妊娠されている方のみ適用されます。

※母子健康手帳に出生届出済証明がある場合は適用されません。

●妊娠中の方に美術館がおすすめの理由

妊娠中でも、混雑していない美術館を訪れることで、軽い運動につながったり、各部屋にあるソファに座って休憩したりすることができます。また静かに美術作品を鑑賞できるリラックス空間で、心身ともに癒やされる時間をお過ごしいただけます。

●織田廣喜美術館とは？

この美術館は、地元出身の洋画家・織田廣喜氏の作品を中心に収蔵・展示している文化施設です。

広 告

安心 快適 観光旅行 旅の終わりに笑顔が残る 福岡県子育て応援宣言

中型バス 大型バス 小型バス 冠婚葬祭の送迎

福岡県子育て応援宣言企業です

Kokko 嘉穂観光貸切バス TEL0948-43-0555

嘉穂観光有限会社 その他バスに関することはお気軽にご相談ください。 嘉麻市漆生 886 番地 1 FAX 0948-43-1155



●嘉麻市立織田廣喜美術館

開館時間 9時30分～17時30分(入館は17時00分まで)

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は直近の平日)

12月28日～1月4日

その他館内整理特別休館日

<https://odabi.libweb.jp/>



もうすぐママになる方へ

出産育児一時金

市民課 国保年金係 ☎0948-42-7426

嘉麻市国民健康保険の加入者が出産した場合に、48万8千円または50万円(出産する病院などが「産科医療補償制度」に加入している場合)が支給されます。また、国民健康保険以外の健康保険(社会保険など)に加入されている方は、ご加入中の健康保険から出産育児一時金が支給されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

*出産者が社会保険などの本人として連続1年以上加入していて、資格喪失6か月内に出産した場合は、社会保険などから出産育児一時金が支給されます。

✿✿ 出産育児一時金直接支払制度

国民健康保険の加入者が病院などと契約を結んで、嘉麻市から病院などに直接、出産育児一時金を支払うことで、加入者が出産費用をあらかじめ用意する経済的負担を軽減する制度です。

なお、出産費用が48万8千円または50万円を下回った場合は、申請により差額が支給されます。

差額の申請に必要なもの ◆印鑑(代理手続きの場合のみ) ◆世帯主名義の通帳
◆差額通知(該当の方には、嘉麻市から通知をお送りします。)

✿✿ 出産育児一時金受取代理制度

直接支払制度を導入していない病院などで出産する場合、加入者に代わって病院などが出産育児一時金を受け取ることで、直接支払制度と同様、加入者の経済的負担を軽減する制度です。事前に市役所へ申請する必要があります。出産費用が48万8千円または50万円を下回った場合の差額は、事前に申請した口座へ振り込みます。

受取代理制度の申請に必要なもの ◆母子健康手帳 ◆印鑑(代理手続きの場合のみ)
◆世帯主名義の通帳

✿✿ 直接支払制度、受取代理制度を利用しない場合

出産後に出産育児一時金の申請をしてください。



申請に必要なもの ◆出産時の領収書 ◆印鑑(代理手続きの場合のみ)
◆世帯主名義の通帳
◆直接支払制度に係る契約を病院と締結していない旨の記載がある合意文書の写し
◆出産の事実を証明する書類(出生届の写など)

広告

 Animal Clinic 中益756-1 ☎57-1884

かほまち愛犬病院

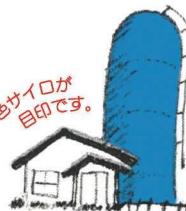
✿ 犬・猫・診療(往診可) ✿ ウサギなど小動物 ※要電話

月 木 AM 10:00 ~ PM 1:00 PM 5:00 ~ PM 7:30

火水金 AM 10:00 ~ PM 1:00 PM 3:00 ~ PM 6:30

土・祝 AM 10:00 ~ PM 4:00 日曜日 休診

青色サイロが
目印です。





赤ちゃんが生まれたら



出生届

◆ 市民課 市民係 ☎ 0948-42-7424

赤ちゃんが生まれたら、出生した日を含め14日以内に父または母が父母の本籍地、赤ちゃんの出生地、届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場に出生届をお届けください。

手続きには出生証明書、母子健康手帳、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。



赤ちゃんが
生まれたら

国民年金保険料の産前産後免除申請 ◆ 市民課 国保年金係 ☎ 0948-42-7426

国民年金第1号被保険者期間中の方は、出産予定日または出産が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

届出に必要なもの 本人確認書類(運転免許証など)、出産日の分かる書類(母子手帳など)



国民健康保険税の産前産後期間に係る保険税軽減

◆ 届出に関するごとく:市民課 国保年金係 ☎ 0948-42-7426 国民健康保険税の計算に関するごとく:税務課 市民税係 ☎ 0948-42-7421

◆ 国民健康保険税の産前産後期間に係る保険税軽減届出

当該年度および翌年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」という。)相当分が減額されます。(産前産後期間の国民健康保険税が0円になるとは限りません。)

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

対象者 令和5年11月1日以降に出産等の国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む。)

届出期間 出産(予定)日の6か月前から提出できます。

届出に必要なもの 本人確認書類、出産日の分かる書類(母子手帳など)

広 告



歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科

医療 法人 大塚歯科クリニック

診療時間 午前 9:00～13:00

午後 15:00～18:30

休診日／日曜日・祝日・第1・3・5土曜日

※土曜日の診療は 13:00までとなります。

※受付は診療終了 30分前までとなります。

理事長 大塚 倉太

〒820-0607 桂川町土師2363-2

☎ 0948-65-0074

新生児聴覚検査助成

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

出生後、産院で受ける赤ちゃんの聴覚検査費用の一部を助成します。

検査の種類や金額は産院によって異なります。

詳細は担当係までお問い合わせください。

検査方法	助成金額(上限)
自動ABR検査	5,000円
OAЕ検査	3,000円

産婦健康診査

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

出産後間もない時期のお母さんのからだとこころの健康状態を確認するため、産後2週間前後及び産後1か月前後の時期に、医療機関や助産所で行われる産婦健診の費用の一部を助成します。

受診回数	1回の出産につき2回以内
費用	市が契約する実施医療機関での受診は無料
健診内容	問診・診察・体重・血圧測定・尿検査・こころの健康チェック等
受診券の交付	母子健康手帳交付時に2回分の産婦健診受診券を交付

※市の契約実施医療機関以外では、費用が異なる場合があります。一旦自己負担していただき後日申請により助成します。(上限額 5,000円)

※転入・転出の場合、実施医療機関や里帰り出産等についてご不明な場合は、担当係までお問い合わせください。



赤ちゃんが生まれたら



『それって本当?』 子育ての疑問

Q

A

Q お風呂上がりには湯冷ましを飲ませた方がいい?

A ミルクや母乳で水分補給はできます

湯冷ましは離乳食が始まる前の赤ちゃんに必ず飲ませなくてはならないものではありません。お風呂上がりでもミルクや母乳をあげれば水分補給はできます。与える場合は嫌がらないか様子を見つつ、授乳に響かないごく少量にしましょう。



産後ケア事業

子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

出産後、産院や助産院・ご自宅でお母さんの心身のケアや授乳のケア、育児相談等のケアが受けられます。利用を希望される方は、市役所もしくは産院・助産院にお問い合わせください。

サービスの種類 ショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り)、母乳育児相談(通所型)、
アウトリーチ(訪問型)



新生児訪問・赤ちゃん全戸訪問

子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

赤ちゃんが生まれたら

新生児や乳児のいるすべてのご家庭を、助産師・保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育・発達状況の確認や体重測定・育児相談・母乳相談を行います。その際、健やかな成長と自然を大切にする心を育む目的で、地元の木材で作られた木製玩具等をプレゼントしています。

対象者 新生児または生後4か月までの乳児及び保護者

未熟児養育医療制度

子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

赤ちゃんが身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な場合、治療費などを市が負担する制度です。

対象者 1歳未満で、医師が入院治療を必要と認めた乳児

※申請には医師の意見書などが必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

※給付が必要となった日から30日以内に申請してください。



『それって本当?』 子育ての疑問

Q

A

Q 授乳は必ず3時間おきにするの?

A 母乳の場合は赤ちゃんが欲しがるタイミングで

母乳は赤ちゃんの欲しがるときにあげましょう。授乳を繰り返すことで母乳が作り続けられることになり、徐々に赤ちゃんとの授乳のペースも安定してきます。育児用ミルクは商品に記載されている月齢に合わせた量などを参考にしてあげてください。



離乳食教室

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

赤ちゃんの発達に合わせた離乳食のすすめ方、作り方について簡単な調理を中心に学べる教室です。離乳食について学びながら、赤ちゃんの相談やママさん同士の交流を深めましょう。託児もありますので、お気軽にお申し込みください。

対象者 0歳～1歳前後のお子さんとその保護者

参加費 無料

持ってくるもの ◆母子健康手帳 ◆エプロン ◆三角巾 ◆手拭タオル ◆筆記用具など

※事前に申し込みが必要です。

※市のホームページに離乳食作りの動画を掲載しています。



赤ちゃんが生まれたら

乳幼児健康診査

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

乳児期・幼児期の成長や発達の状況を確認し、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行います。

対象者 4か月児健康診査：生後4か月の乳児 7か月児健康診査：生後8か月の乳児

1歳6か月児健康診査：1歳6か月の幼児 3歳児健康診査：3歳の幼児

実施回数 各健診月1回

場所 稲築保健センター

受付時間 個別通知の案内に記載しています

持参するもの ◆母子健康手帳 ◆事前に個別通知したアンケート

◆バスタオル ◆朝一番の尿(3歳のみ)

※対象者には、1か月くらい前に案内を送付します。

	4か月	7か月	1歳6か月	3歳
実施内容	問診・発達チェック 身体計測 小児科診察 育児相談 栄養相談 ブックスタート	問診・発達チェック 身体計測 小児科診察 育児相談 栄養相談	問診・発達チェック 身体計測 小児科診察 歯科診察 フッ素塗布・ブラッシング指導 育児相談・栄養相談	問診・発達チェック 尿検査 視力検査(※1) 身体計測 小児科診察 歯科診察・歯科指導 育児相談・栄養相談

※1:短時間で、簡易に視力異常(遠視・近視・乱視・斜視等)が発見できる機器(スポットビジョンスクリーナー)を導入しています。

広告



嘉麻赤十字病院

日本赤十字社



内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科

神経内科・小児科・外科・肛門外科・整形外科・眼科・精神科

耳鼻いんこう科・泌尿器科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科

デイケアセンター・ケアプランセンター・訪問看護ステーション・24時間在宅ケアステーション

嘉麻市上山田1237 ☎52-0861

母子栄養強化事業

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

この事業は、生活保護、市民税非課税世帯の方で、栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養の改善を図ることを目的としています。

対象者 生活保護世帯か市民税非課税世帯の妊産婦及び乳児

支給するミルクの種類 妊娠中から出産後3か月まで：ママミルク（12本入り2箱）
生後4か月から1歳まで：赤ちゃん用ミルク（大1缶）

支給期間 申請日の翌月から1歳のお誕生日までです。

赤ちゃんが生まれたら

予防接種

● 子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

✿定期予防接種の接種年齢・接種間隔

決められた接種年齢、間隔で受けられない場合は定期外（任意接種）となり、費用が自己負担となります。

	ワクチン名	対象年齢	回数	間隔や接種期間など
不活性ワクチン	ヒブワクチン	2か月～5歳のお誕生日まで	接種開始月齢により異なります	接種開始：2～7か月に至るまでの場合 初回3回、追加1回の計4回
				接種開始：7～12か月に至るまでの場合 初回2回、追加1回の計3回
				接種開始：1～5歳の誕生日まで 1回
	小児用肺炎球菌ワクチン	2か月～5歳のお誕生日まで	接種開始月齢により異なります	接種開始：2～7か月に至るまでの場合 初回3回、追加1回の計4回
				接種開始：7～12か月に至るまでの場合 初回2回、追加1回の計3回
				接種開始：1～2歳の誕生日まで 初回1回、追加1回の計2回
				接種開始：2～5歳の誕生日まで 1回

広告

吉原医院

院長 藤木 健弘 副院長 藤木 その 乳腺外科 中川 志乃

診療時間 9:00～17:00

嘉麻市大隈町1118-3 ☎0948-57-0355(代)



赤ちゃんが生まれたら

	ワクチン名	対象年齢	回数	間隔や接種期間など
不活性ワクチン	四種混合 (百日咳・破傷風・ジフテリア・ポリオ)	2か月～7歳6か月の前日まで	計4回	初回3回接種後、6か月以上あけて追加1回
	五種混合 (四種混合+ヒブ)			
	日本脳炎	1期:6か月～7歳6か月になる前日	3回	6日以上の間隔をあけて2回接種後追加1回。 標準的な接種期間は3歳～4歳の間です。
		2期:9歳～13歳の誕生日の前日	1回	標準的な接種期間は小学校、義務教育学校4年生です。
	二種混合	11歳～13歳未満	1回	嘉麻市では小学校、義務教育学校6年生に案内を通知
	B型肝炎	1歳のお誕生日前日まで	3回	27日以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をあけて3回目接種
生ワクチン	子宮頸がん 予防ワクチン (HPVワクチン)	小学校、義務教育学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	3回	標準的接種期間は中学校1年生、義務教育学校7年生 <ul style="list-style-type: none"> ● サーバリックス…1か月の間隔をあけて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をあけて1回 ● ガーダシル、シルガード…2か月の間隔をあけて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をあけて1回 ※有効性と安全性等を理解した上で受けてください。
	ロタリックス ロタテック	生後6週から24週	2回	どちらのワクチンも生後14週6日までに1回目を接種異なるワクチンの混合接種は原則できません
	BCG(結核)	生後6週から32週	3回	
	MR (麻しん風しん)	1歳のお誕生日前日まで	1回	標準的な接種期間は5～8か月の間です。
		1期:1歳児	1回	1歳～2歳のお誕生日の前日
		2期:年長児	1回	小学校、義務教育学校就学前の1年間(年長児の4月1日～3月31日まで)
	水痘 (みずぼうそう)	1歳～3歳のお誕生日前日まで	2回	1回目から3か月以上の間隔を置いて2回目を接種

広 告



一般社団法人 福岡県社会保険医療協会

社会保険 稲築病院



内科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科

〒820-0207 嘉麻市口春744番地1 ☎ 42-1110

介護サービスセンターいなつき

☎ 43-0755

ケアプランセンター

訪問看護ステーション

訪問リハビリテーション

デイサービスセンター

デイケアセンター

ヘルパーステーション

介護医療院いなつき

☎ 42-1110



●造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成制度について

嘉麻市では、骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、任意によるワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、再接種の費用を助成いたします。事前に市の認定が必要となりますので、子育て支援課 母子保健係までお問合せください。

●予防接種の間隔について

令和2年10月1日から 予防接種の接種間隔が 変わりました

※同一ワクチンの接種間隔に変更はありませんのでご注意ください。
生ワクチンから生ワクチン(注射→注射、経口→経口)の接種は27日以上の間隔が必要ですが、それ以外の接種の場合は接種間隔の制限がなくなります。

[異なるワクチンの接種間隔]

生ワクチン (注射)	27日以上	異なる種類の生ワクチン(注射) ・不活化ワクチン・生ワクチン(経口)
	制限なし	

※水痘(1回目)→水痘(2回目)は、今までの規定通り3か月以上的接種間隔です。

不活化 ワクチン	制限なし	・生ワクチン(注射) ・異なる種類の不活化ワクチン → ・生ワクチン(経口)
-------------	------	---

※肺炎球菌やヒビなど同じワクチンを複数回接種する場合の間隔は今までの規定通りです。

生ワクチン (経口)	制限なし	・生ワクチン(注射) ・不活化ワクチン ・生ワクチン(経口)
---------------	------	--------------------------------------

※ロタワクチンからロタワクチンは27日以上の接種間隔です。

ワクチンの種類

生ワクチン (注射)	不活化ワクチン	生ワクチン (経口)
・BCG ・MR ・麻疹 ・水痘	・ヒビ ・B型肝炎 ・二種混合 ・不活化ポリオ ・インフルエンザ	・肺炎球菌 ・四種混合 ・日本脳炎 ・子宮頸がん ・五種混合

✿ 予防接種後の副反応と健康被害救済制度、健康被害見舞金について

●通常みられる副反応

発熱、接種部位の腫れや発赤、しこりなどがみられますが数日で自然に治ります。

●重い副反応

高熱やひどい腫れ、ひきつけなどの症状がおきた場合は医療機関を受診してください。

●健康被害救済制度

定期接種により引き起こされた副反応により生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じ、国の審査会にて予防接種によるものと認定された場合は予防接種法に基づく給付を受ける事ができます。

●健康被害見舞金制度

平成18年3月27日以降に市が実施した予防接種により入院・通院の必要な副反応症状で現在治療中で、上記「健康被害救済制度」等に申請された方に対して見舞金を支給します。

広 告

JA 共済指定・民間車検工場
各種新車 中古車 鋼金・塗装 レッカー OK!!

DHSATO (スズキ販売ホル) **(有)大里自動車**

☎ 0948-57-1147 嘉麻市中益415-5

10か月の赤ちゃん相談

子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

10か月のお子さんに身体計測、育児相談、栄養相談を実施しています。

場所

稲築保健センター

受付時間

個別通知の案内に記載しています

※1時間程度の教室です。対象者には、1か月くらい前に案内を送付します。



赤ちゃんが生まれたら

乳幼児の事故の予防

子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715

子どもは好奇心旺盛でいろんな物を触ったり、口に入れたりします。ハイハイができるようになると行動範囲も広がり危険な場面が多くなります。子どもを事故から守りましょう。

✿ 転落

身体に比べて頭が大きく重いことやバランス感覚が未熟なため転びやすいです。また、大人に比べて視野が狭いです。

ベビーベッド・あかちゃんかご・階段・歩行器・チャイルドシート・ベビーカー・ショッピングカート・ベランダ・ブランコなどの場所で転落がよくおきています。

○予防策

- ◆ ベビーベッドには転落防止柵を階段や玄関にも柵をつけましょう。
- ◆ チャイルドシート・ベビーカー・ショッピングカートなどは正しく使用し、ベルトは必ず装着しましょう。
- ◆ 長い棒状のものを持たせて歩いたり、走ったりさせないようにしましょう。
- ◆ ベランダなどには、踏み台になるものは置かないようにしましょう。

✿ やけど

子どもの皮膚は大人に比べて薄く弱いので、低い温度や短い時間でもやけどになります。ポット・ストーブ・こたつ・アイロンなどやけどしやすいです。

○予防策

- ◆ 家庭内の熱いものは畳や床の上に置かず1m以上の高いところへ置くか、囲いをし、触れないように工夫しましょう。
- ◆ テーブルの隅に熱いものを置かないようにしましょう。

こんな時の対処法

① 頭を強く打った！

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体
が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。

その後すぐに救急車を呼びましょう。

※他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないいびきをかくなど、
異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。





誤飲

生後5か月を過ぎると、子どもは手にしたものを何でも口に入れるようになります。トイレットペーパーの芯の大きさと子どもの口の大きさはほぼ同じです。芯に入る大きさのものは誤飲の恐れがあります。

小さなおもちゃ・飴玉・電池・クリップ・ピーナッツ・くすり・硬貨・たばこ・ねじ・くぎなどが誤飲しやすいものです。



赤ちゃん
が
生ま
れ
たら

○予防策

- 遊ぶときは目が届くところで遊ばせ、そばを離れる時は手の届かない床から1m以上の高さのある場所へ置きましょう。
- 整理整頓に努めましょう。



水の事故

子どもは頭が重いのでうつ伏せに倒れると、水深が5~10cmあれば溺れてしまいます。お風呂場・トイレ・洗濯機などの場所で起きやすいです。

○予防策

- お風呂場に鍵をしたり、浴槽・洗面器の水は残さず捨てましょう。
- 洗濯機のまわりに足台となるようなものは置かないようにしましょう。

もしものときの相談先

○子育て支援課 母子保健係 ☎0948-62-5715



電話で相談したい場合(受診した方がいいか迷った時)

○福岡県小児救急医療電話相談

電話番号

プッシュ回線、携帯電話から #8000

専用電話 092-731-4119

相談日

毎日夜間(土・日祝日も可)

相談時間

平日:19時~翌朝7時

土曜:12時~翌朝7時

日曜・祝日:7時~翌朝7時

広 告



いわみハートクリニック

心臓血管内科・内科

診療時間 月・火・水・金 9:00~12:00/14:00~18:00

木・土 9:00~13:00 休診日 日・祝日

※火曜午後は 鳴生 22-5 ☎0948-42-0326 [嘉麻市 いわみハートクリニック] [検索]



赤ちゃんが生まれたら

✿ 花 化学物質や医薬品、動植物等を誤飲した場合

●中毒110番 市民専用電話

大 阪:☎072-727-2499(365日24時間対応)
つくば:☎029-852-9999(365日9時~21時)

✿ 花 たばこを誤飲した場合

●タバコ誤飲事故専用電話

☎072-726-9922(365日24時間対応)

※自動音声応答方式により情報を提供しています。

✿ 花 病院診察が必要な場合(休日、夜間)

●飯塚市立病院

診療科目

小児科(中学3年生まで)

診療時間

平日:19:00~22:00(診療開始19:30)

土・日・祝日:15:30~22:00(診療開始16:00)

12月30日:15:30~22:00(診療開始16:00)

年末年始(12/31~1/3):17:30~22:00(診療開始18:00)

所在地

飯塚市弁分633-1 飯塚市立病院

電話番号

☎0948-35-9157

※1歳未満のお子さんの診療、外科的症状、けいれん等の重病の時は飯塚病院の救命急患センターへ
お願いします。(☎0948-22-3800)

※在宅当番医制度

日曜日祝日等の休日に当番制で診療をおこなっています。診療できる病院がその当日の新聞の紙
面や飯塚医師会のHP、広報かまに掲載されています。

✿ 花 救急医療が必要な場合

救急車が必要な場合には119番してあわてずに症状、住所、名前等を伝えてください。

こんな時の対処法

② 胸やお腹を強く打った!

静かに寝かせて、様子を見ます。

打ち身やあざが出来た場合、冷たくしたタオルで患部を冷やして
あげましょう。

※顔色が悪い・吐くなどの異変が見られる場合、救急車を呼ぶか、
すぐに病院へ連れて行きましょう。





子育て支援



子ども医療費支給制度

◆ 市民課 国保年金係 ☎0948-42-7426

子どもの保護者に対し、子どもの医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

対象者

①嘉麻市に住所を有する18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

②医療保険各法の被保険者または被扶養者

※①、②いずれも該当する人

※生活保護、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療受給の場合は対象となりません。

医療証の有効期限

①出生～小学校就学前…6歳に達する日以降の最初の3月31日まで

②小学校1年生～18歳…18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

※小学校就学後から使用する医療証は、小学校に就学する月の前月末までに郵送します。



申請に必要なもの ①お子様の健康保険証又は資格確認書など

②申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

③印鑑及び委任状(代理手続きの場合のみ)



自己負担額

なし

助成対象外

①保険診療以外(室料差額・往診の際の交通費・薬の容器代等)

②他の公費医療で助成される医療費

③入院時の食事代

住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

※新生児の申請は出生の日から30日以内に行ってください。

30日を経過すると申請月の初日からの認定となり、認定月の前月までの医療費の払い戻しはできません。

※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。

①子ども医療証及び健康保険証又は資格確認書など ②印鑑(代理手続きの場合のみ)

③通帳など口座番号等の確認ができるもの(保護者の口座) ④領収書(医療機関等が発行したもの)

⑤保険者が発行する証明書(嘉麻市国民健康保険の人は不要)

広 告

社会福祉法人大橋福祉会

一本松保育園

入園対象兒
0歳児～就学前のお子様



心もからだもすこやかに
そしてたくましく

嘉麻市上山田 381-46 TEL 0948-53-1957



社会福祉法人大橋福祉会
保育所型 認定こども園

栄こども園

心もからだもすこやかに
そしてたくましく



嘉麻市上臼井 1346
TEL 0948-62-2272

ひとり親家庭等医療費支給制度

◆市民課 国保年金係 ☎0948-42-7426

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童に対し、医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

対象者

嘉麻市に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者で次のいずれかに該当する人

- ①母子・父子家庭の父・母…18歳(※注)までの児童を扶養している人
- ②母子・父子家庭の児童…小学校就学後から18歳(※注)までの人の人
- ③父母のいない児童…小学校就学後から18歳(※注)までの人の人

(※注)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもをいいます。

※小学校就学前のお子さんがいる場合は、小学校就学後からひとり親家庭等医療に該当するため、子ども医療からの切り替えが必要です。

※生活保護、重度障がい者医療を受給、前年の所得が限度額を超えている人は対象となりません。

申請に必要なもの

- ①健康保険証又は資格確認書など
- ②申請者と子の戸籍謄本(離婚又は死亡記載のあるもの)
- ③児童扶養手当証書又は遺族年金の証書
- ④印鑑及び委任状(代理手続きの場合のみ)



自己負担額

①小学校1年生～18歳(※注) 自己負担なし

②①以外 通院800円／月(上限) 入院500円／日(月7日限度)

※医療機関ごとに負担

助成対象外

①保険診療以外(室料差額・往診の際の交通費・薬の容器代等)

②他の公費医療で助成される医療費

③入院時の食事代

住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

※医療証の有効期限は9月30日です。毎年更新手続きが必要です。

(更新を忘ると助成が受けられなくなります。)

※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。

①ひとり親家庭等医療証及び健康保険証又は資格確認書など

②印鑑(代理手続きの場合のみ)

③通帳など口座番号等の確認ができるもの(保護者の口座)

④領収書(医療機関等が発行したもの)

⑤保険者が発行する証明書(嘉麻市国民健康保険の人は不要)



子育て支援

重度障がい者医療費支給制度

◆ 市民課 国保年金係 ☎0948-42-7426

重度障がい者に対し、医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

対象者

嘉麻市に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人（ただし、嘉麻市等の決定により身体障がい者施設または知的障がい者養護施設等に入所のため嘉麻市外に住所を変更した場合は、嘉麻市の重度障がい者医療の対象になります。）

①身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ②療育手帳Aの交付を受けている人

③身体障害者手帳3級の交付を受けている人でIQ36以上50以下の人

④精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人

⑤国民年金法の障害基礎年金1級で傷病名が知的障害または精神遅滞の人

※65歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者に限ります。



子育て支援

※小学校就学前のお子さんがいる場合は、小学校就学後から重度障がい医療に該当するため、子ども医療からの切り替えが必要です。

※生活保護、ひとり親家庭等医療を受給、前年の所得が限度額を超えていた人は対象となりません。

※他の市町村等の決定で嘉麻市内の身体障がい者施設等に入所するために嘉麻市に住所を変更した場合は、対象者なりません。

申請に必要なもの

①健康保険証又は資格確認書など

②障害者手帳・療育手帳等で前記に該当することを証明する書類

③印鑑及び委任状（代理手続きの場合のみ）



自己負担額

なし

助成対象外

①保険診療以外（室料差額・往診の際の交通費・薬の容器代等）

②他の公費医療で助成される医療費

③入院時の食事代

住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

※医療証の有効期限は9月30日です。10月からの医療証は9月末までに送付します。更新の手続きは必要ありませんが、所得証明書が必要な人については、個別にお知らせします。

※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。

①重度障がい者医療証及び健康保険証又は資格確認書など ②印鑑（代理手続きの場合のみ）

③通帳など口座番号等の確認ができるもの（受給者又は保護者の口座）

④領収書（医療機関等が発行したもの）

⑤保険者が発行する証明書（嘉麻市国民健康保険又は後期高齢者医療保険の方は不要）

児童手当

◆ こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代の子（18歳に到達最初の3月31日までにある子）を養育している人に手当を支給します。

手当を受けるためには認定請求が必要です。出生・転入等により受給資格が生じた場合は、市役所の窓口で請求の手続きをしてください。

手当は、申請月の翌月からの支給となります。手続きが遅れますと支給されない月分が発生する場合がありますので、ご注意ください。

ただし、出生日または前住所地の転出予定日が月末のため申請が翌月になる場合、出生日または転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば、支給開始月の特例として申請月から支給されます。

手当の月額

区分		手当月額(1人当たり)
第1子・第2子	3歳未満	15,000円
	3歳以上高校生年代まで	10,000円
第3子以降		30,000円

※児童手当では、22歳に到達後最初の3月31日までの養育している子(児童福祉施設等に入所している子を除く)を年長者から第1子、第2子と数えます。

※標記の金額は令和6年10月分からの金額です。変更になる場合があります。

手当の支払

手当は、2月・4月・6月・8月・10月・12月にそれぞれの前月分までを支払います。

申請に必要な書類等

- ①マイナンバーが確認できるもの
- ②請求者名義の預金通帳
- ③印鑑(認印) ※自署の場合は押印不要です。

※その他の書類が必要となる場合があります。



詳しくは担当係にお問い合わせください。



子育て支援

児童扶養手当

こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

父母の離婚、父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

※平成26年12月分からは、公的年金を受給されている方についても、「公的年金等の額」が「児童扶養手当の額」を下回る時は、差額分の手当が支給されるようになりました。

児童扶養手当を受けられる人

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(障がいのある児童については20歳未満)を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人。

広 告

おしゃれ はぐくむ
のすからぬ幼稚園

学校法人 みのり幼稚園

みのり幼稚園

H P : <https://minorikgarten.wixsite.com/minori>

きよく・ただしく・たくましく
まなび・のびよう

定員 0～2才 若干名(要相談)
満3才～5才 30名

学校法人 溝口学園
みのり幼稚園

嘉麻市上山田 427
代表 0948-52-0712
直通 0948-53-3282



ホームページ



Instagram

手当の月額

児童1人のとき	全部支給 一部支給(※1)	46,690円 46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額 (1人につき)	全部支給 一部支給(※1)	11,030円 11,020円～5,520円

※1 一部支給については、所得に応じて決定されます。

※受給者等の所得額に応じて全部支給、一部支給、全額支給停止の場合があります。

※標記の金額は令和7年4月分からの金額です。変更になる場合があります。

手当の支払



手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支払い月：1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分までを支払います。

申請に必要な書類等

- ①マイナンバーが確認できるもの
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の場合は在留カードまたは特別永住者証明書)
- ③請求者名義の預金通帳
- ④その他必要な書類(詳しくは担当係にお問い合わせください。)



特別児童扶養手当

こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

精神または身体が障がいの状態(法で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、手当の対象となる児童を監護している父または母、及び父母に代わって養育している人。

※定められた額以上の所得がある場合等は、手当は支給されません。

手当の月額

重度障がい児(1級)	1人につき 56,800円
中度障がい児(2級)	1人につき 37,830円

※標記の金額は令和7年4月分からの金額です。変更になる場合があります。

手当の支払

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支払い月：4月、8月、11月にそれぞれの前月分までを支払います。(11月期については8月～11月分まで)

申請に必要な書類等

- ①マイナンバーが確認できるもの
- ②療育手帳または身体障害者手帳
- ③診断書(省略できる場合があります)
- ④金融機関の預金通帳(請求者)
- ⑤印鑑(認印)
- ⑥その他必要な書類(詳しくは担当係までお問い合わせください)



ひとり親家庭等の自立推進事業

✿ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○ 子育て支援課 家庭・教育相談支援係 ☎0948-62-5717

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援員が個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して一人ひとりに合った仕事探しから就職までのサポートを行います。

✿ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

○ 子育て支援課 家庭・教育相談支援係 ☎0948-62-5717

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さん・寡婦の方々の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等の資金の貸付について、情報提供や相談受付、事務手続きを行っています。

✿ 自立支援教育訓練給付金事業

○ こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

就業に繋がる能力開発のためにあらかじめ指定された教育訓練講座を受講する母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんに対して受講料の一部を助成します。

✿ 高等職業訓練促進給付金事業

○ こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、一定期間給付金を支給します。(養成機関については、別に定めがあります。)

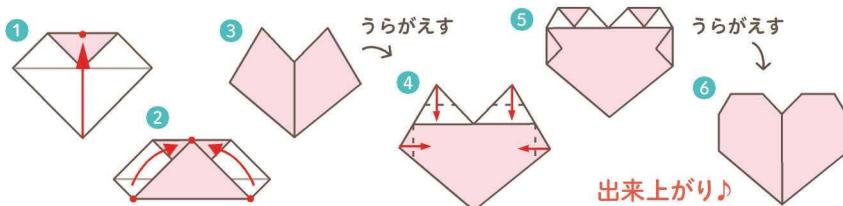
✿ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

○ こども育成課 児童係 ☎0948-42-7459

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんがより良い条件での就業や転職へ繋げるために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、合格のための講座を受け、これを開始した時及び終了した時、認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給します。

おり紙であそぼう

ハートにチャレンジ



障害児福祉手当

○ 社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

在宅の重度の障がい児(20歳未満)に支給されます。手当を受けるには手続きが必要です。市役所の窓口で請求の手続きをしてください。

対象者	おおむね次の通りです。 (1)身体障害者手帳1級及び2級の一部程度の人 (2)知的障害の人(知能指数20以下) (3)精神障害、血液疾患、肝臓疾患、その他の疾患、重複障害等で(1)(2)と同程度の障がいを有し、長期にわたる安静を必要とする人。または、日常生活において常時の介護を必要とする人
手当の月額	月額16,100円(令和7年4月現在)
手当の支払	2月・5月・8月・11月 ※各月10日に3か月分を支給。ただし、金融機関休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。
手当対象外	(1)施設に入所している人(通所は除く) (2)児童が障がいを理由とする公的年金の受給者 (3)本人及び配偶者、扶養義務者に一定額以上の所得がある人



子ども・子育て支援新制度

○ こども育成課 保育係 ☎0948-42-7461

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

保育所や新制度に移行した幼稚園等を利用する場合、次の3つの認定区分からなる「支給認定」をうけていただく必要があります。

3つの認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	3号認定 (満3歳未満・保育認定)
	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由(※1)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
認定こども園【0歳～5歳】		保育所(園)【0歳～5歳】	
利用先	幼稚園(※2) 【3歳～5歳】		地域型保育(※3) 【0歳～2歳】

(※1)「保育を必要とする事由」

保育所等での保育を希望される場合の保育認定(2号・3号)に当たっては、保護者の就労、妊娠出産、疾病・障がい、求職活動などの保育を必要とする事由に該当することが必要です。

(※2)令和7年3月現在、嘉麻市内の幼稚園(27ページ参照)のうち、みのり幼稚園、稻築中央幼稚園が該当します。

(※3)令和7年3月現在、嘉麻市内には地域型保育(19人以下の小規模保育施設、事業所内保育等の施設)はありません。

幼児教育・保育の無償化

○ こども育成課 保育係 ☎0948-42-7461

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るために、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

●幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する場合

対象者・利用料

3~5歳児クラスまでの全ての子どもの利用料が無償となります。0~2歳児までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に利用料が無償となります。地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償となります。

※幼稚園については、月額上限2万5,700円です。

※給食のおかず代(副食費)などは原則保護者負担です。

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償となります。

●幼稚園の預かり保育を利用する場合

対象者・利用料

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
※「保育」の必要性の「認定」を受ける必要があります。

●認可外保育施設等を利用する場合

対象者・利用料

3~5歳までの子どもは月額3万7,000円まで。0~2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

※「保育」の必要性の「認定」を受ける必要があります。

幼児期の教育・保育施設

○ こども育成課 保育係 ☎0948-42-7461

●認定こども園

幼稚園名	住所	電話番号	開所時間		土曜日の開園	備考
私立) いなつきれんげ幼稚園	漆生2303-1	42-6139	1号認定	9:15~14:30	保育のみ 7:30~18:30	
			2号認定	7:30~18:30		
			3号認定			
私立) 栄こども園 (令和7年4月1日開園)	上臼井1346	62-2272	1号認定	9:00~14:00	教育 9:00~14:00 保育 7:15~18:15	一時預かり保育
			2号認定			
			3号認定	7:15~18:15		

※上記以外の幼稚園については、27ページをご参照ください。

広 告

思いやりと
根気ある園児に育つ

いなつきれんげ幼稚園

学校法人 安楽寺学園 認定こども園
いなつきれんげ幼稚園





子
育
て
支
援

●保育所(園)(2号・3号認定児童利用施設)

地区	公私	施設名	住所	電話番号	開所時間	備考
稲築	私	あかり保育園	平747-15	42-0212	7:30~18:30	
		なつき保育園	漆生854	42-0355	7:15~18:30	
		みどり保育園	口春682-8	42-4386	7:00~18:00 (7:00~19:00)	一時預かり保育 延長保育
	公	山野保育園	山野903	42-0438	7:15~18:15	
碓井	私	鴨生保育所	鴨生29-53	42-0308	7:30~18:30	子育て支援センター
	私	まこと保育園	下臼井1023-1	62-3409	7:30~18:30	
	私	明見保育園	下山田469-12	53-1918	7:30~18:30	子育て支援センター (一時預かり保育)
山田		一本松保育園	上山田381-46	53-1957	7:15~18:15	一時預かり保育
公	どんぐり保育所	上山田479-1	52-0569	7:30~18:30	病後児保育室併設	
嘉穂	私	めぐみ保育園	上西郷1261	57-2910	7:15~18:15	
		恵大保育園	牛隈1948-1	57-3318	7:15~18:15	子育て支援センター 一時預かり保育
	私	嘉穂らいむ保育園	大隈町719-1	57-0247	7:30~18:30	



施設利用の申込みについて

- いなつきれんげ幼稚園(1号/教育標準認定、2・3号/保育認定)、みのり幼稚園、稲築中央幼稚園は、施設に利用申込みをした後に、施設を通じて市に支給認定申請書を提出していただきます。
- 各保育所(園)(2・3号/保育認定)の利用については、市に支給認定申請書兼施設利用申込書を提出していただきます。

保育料について

●保育料は、保護者の所得に応じ、市が決定します

保育料は、毎年9月が切り替え時期となり、4月から8月分保育料は前年度の市町村民税額、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき市が決定します。

広 告



社会福祉法人 恵智会

子どもの心・体・知の健やかな成長を願い、保護者や地域のみなさまから信頼される保育園をめざしています。



© 2019 Gullane (Thomas) Limited

恵大保育園 嘉麻市牛隈1948-1 TEL0948-57-3318	めぐみ保育園 嘉麻市上西郷1261 TEL0948-57-2910	山野保育園 嘉麻市山野903 TEL0948-42-0438
---	---	--

恵大保育園地域子育て支援センター『たんぽぽ』

✿ 保育所をきょうだいで利用する場合の保育料の軽減について

【保育所】小学校就学前の範囲内にお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子とし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。

※平成28年度から年収約360万円未満相当の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となりました。(年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の場合は第1子から半額、第2子以降が無料となりました。)

○幼稚園

地区	施設名	住所	電話番号	教育時間 (延長・預かり保育 を含む時間)※1	土曜日の開園
稻築	稻築中央幼稚園	平1354-3	42-0667	8:00~14:00 (8:00~18:00)	休み (行事等の時を除く)
碓井	碓井ひかり幼稚園	飯田308-1	62-2432	9:00~14:00 (8:00~18:00)	第2、4のみ開園 (祝日を除く)
山田	みのり幼稚園	上山田427	53-3282	9:00~14:00 (7:45~18:00)	預かり保育のみ (祝日を除く)
嘉穂	大隈ふたば幼稚園	大隈町1957-1			休園中

○入園手続き

ご希望の幼稚園にお問い合わせの上、園にお申し込みください。

○保育料等

園ごとに入園料や毎月の保育料等が決められています。

○※1 預かり保育

通常の幼稚園教育時間外に行う保育で、教育時間終了後や長期休業期間中(春休み、夏休み、冬休み)に実施しています。

○届出保育施設

施設名	住所	電話番号	開所時間	特別保育	対象年齢
いなつきハッピーほいくえん	嘉麻市 口春744-5	43-3873	6:30~19:30	体調不良児保育 一時預かり 祝日預かり	0歳児~2歳児

広 告

やさしい場所で、おおきく、まるく、はじける笑顔!...
少人数だから見つかる無限の可能性

嘉麻市飯田308 ひかり幼稚園 ☎0948-62-2432



子育て応援情報



地域子育て支援拠点事業

○ こども育成課 保育係 ☎0948-42-7461

子育て中の保護者が親子で交流できる場として、市内3ヶ所で地域子育て支援センター事業を行っています。子育てについての相談や子育て支援の情報提供、季節の催し・製作、絵本の読み聞かせなどを行っています。

✿ 嘉麻市地域子育て支援センター

○ 嘉麻市地域子育て支援センター ☎0948-83-5263

地域の子育て支援の拠点として育児相談や親子が交流できる教室等を開催しています。子育て中の方とお子さん(就学前)はどなたでも、市内外問わず無料でご利用できます。



場 所

鴨生保育所内

開所日時

平日8:30～17:00

各教室の時間

10:30～12:00

※事業内容や日程など詳しくは、上記にお問い合わせください。



✿ 地域の子育て支援センター

市内2か所の私立保育園に支援センターを併設し、子育て相談や子育て支援の情報提供、親子遊び、園庭開放、各種講座などを行っています。

施設名	住所	電話番号
あけみ子育て支援センター(明見保育園)	嘉麻市下山田469-12	53-1918
恵大保育園地域子育て支援センター(恵大保育園)	嘉麻市牛隈1948-1	57-3318

※内容や日程など詳しくは、各施設にお問い合わせください。

広 告



企業主導型保育園
いなつきハッピー
ほいくえん



〒820-0207
福岡県嘉麻市口春744-5
TEL.094-843-3873
FAX.094-843-3874

《定員》
12名(0～2歳児)
《設置者》
株式会社 新生堂薬局

一時預かり事業

○ こども育成課 保育係 ☎0948-42-7461

保護者の就労・けがや病気など一時に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育園においてお子さんを一時的にお預かりしています。

- ◆一時預かりの実施園は、25・26ページに掲載しています。
- ◆事前の申込が必要です。
- ◆お預かりが可能かどうか必ず事前に各施設にご確認ください。
- ◆申込手続きに必要なものや実施時間、利用料などは施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

病後児保育事業

○ 病後児保育室 にこにこルーム ☎0948-52-0700 こども育成課 保育係 ☎0948-42-7460

お子さんが病気の回復期で、集団保育が困難な期間において、仕事などの理由により家庭で保育できないときに、保育所に併設する専用施設で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

対象となるお子さん

- ①嘉麻市在住の生後おおむね6か月から小学校6年生まで
 - ②病気の回復期であって集団保育が困難なこと
 - ③保護者が勤務等の都合で家庭での保育ができないこと
- ※上記①～③をすべて満たしているお子さんが対象です
- ※市外から嘉麻市内の保育所(園)、幼稚園に通園している、もしくは嘉麻市内に通勤している保護者のお子さんも対象となります。

実施場所

病後児保育室「にこにこルーム」

嘉麻市上山田479番地1(どんぐり保育所に併設)

利用できる日時

月曜日～金曜日(祝日、8/13～8/15、年末年始を除く)8時30分～17時30分

子育て応援情報

広 告

社会福祉法人 明見福祉会 あけみ子育て支援センター

嘉麻市下山田 469-12 TEL 0948-52-1000



明見保育園

嘉麻市下山田469-12
TEL 0948-53-1918

あかり保育園

嘉麻市平747-15
TEL 0948-42-0212

まこと保育園

嘉麻市下臼井1023-1
TEL 0948-62-3409

利用手続

①登録	登録は無料(利用当日でも登録可能)
②予約	利用希望日を電話で予約(空き状況を確認)
③診察	当日または前日、主治医の診察を受け病後児保育室の利用が可能であれば、主治医の意見書(現症連絡票)の発行を受け病後児保育室へ提出(主治医の意見書は無料です) ※受診する前に、必ず病後児保育室へご連絡ください。

料 金

無料(保護者が福岡県内に住所を有するとき)

※上記に該当しない場合は、お問い合わせください。



広 告

社会福祉法人 清知会

〒820-0207 福岡県嘉麻市口春 682-8
TEL 0948-42-4386(代表) FAX 0948-42-8686

 みどり保育園
MIDORI NURSERY SCHOOL
嘉麻市口春 682-8
TEL 0948-42-4386

 なつき保育園
NATSUKI NURSERY SCHOOL
嘉麻市漆生 854 番地
TEL 0948-42-0355

子育て短期支援事業

● 子育て支援課 家庭・教育相談支援係 ☎0948-62-5717

子育てをしている保護者が疾病や仕事などにより、お子さんを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、市が委託する施設でお子さんをお預かりする事業です。お預かりには、宿泊を伴う「ショートステイ」と平日の夜間や休日等のお預かり「トワイライトステイ」の2つの方法があります。

区分	内容・利用期間等
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	宿泊を伴うお預かりで、24時間を1日とします。 (原則月7日以内)
トワイライトステイ事業 (夜間養護事業)	平日の夜間や土・日・祝日の昼間のお預かり。 ● 平日夜間: 17時~22時(原則4時間以内) ● 休 日: 7時~17時(原則8時間以内)

対象者 嘉麻市内に住所を有する0歳～18歳未満の児童

送迎 施設への送迎は、保護者が行ってください。

預かり実施施設(委託先)

鞍手乳児院(0歳～就学前までの児童)

福岡県鞍手郡鞍手町大字新延448-11

☎0949-42-0246

嘉麻学園(2歳以上～18歳未満の児童)

福岡県嘉麻市漆生2347番地1

☎0948-42-0309

利用方法

利用を希望される場合は、事前登録申請と利用申請が必要です。なお、事前に嘉麻市子育て支援課家庭・教育相談支援係(☎62-5717)に相談していただき、手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

預けたいお子さんの保険証と子ども医療証

※施設の利用定員があるため、状況により希望に添えない場合があります。

※ご利用にあたっては利用料(世帯の状況により金額は異なります)がかかります。

利用料(利用者の負担額)

区分	対象者	ショートステイ事業	トワイライトステイ事業	
			夜間	休日
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	2歳未満児	1,100円	200円	300円
	2歳以上児	1,000円	200円	300円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	1,000円	1,500円
	2歳以上児	4,500円	1,000円	1,500円

備考1 児童1人1日当たりの金額。

2 ショートステイ事業の日数は、児童を預かった時間から起算して24時間以内を1日とし、24時間を超えたときは、1日を加算。

子育て応援情報

✿ 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童(1~6年生)に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

対象となるのは

次の2つの条件を満たしている児童です。

- ①嘉麻市立小学校、義務教育学校に在学していること
- ②保護者の就業又は疾病等により、家庭等で保育ができないこと

開所時間

放課後から午後6時までです。土曜日、春、夏、冬休みなどの学校休業日は、午前8時から午後6時まで行います。※休所日：日曜・祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)

※午後7時まで延長利用が可能ですが、午後6時を超えて利用するときは、別途延長利用料が必要となります。

費用負担

学童保育所利用料は、児童一人当たり月3,000円です。二人目は1,500円、三人目以降は無料となります。(他におやつ代、保護者会費等が別途有料になります。)

※利用料の減免制度(生活保護適用中の世帯：全額免除、保護者が市民税非課税の場合：半額免除)があります。詳しくは、担当係へお問い合わせください。

※延長利用料は一人1回100円(月額上限1,500円)です。(減免制度はありません。)

✿ 施設一覧

学童保育所名	住所	電話番号
嘉穂学童保育所	嘉麻市大隈町1233番地1	57-3005
嘉穂第2学童保育所	嘉麻市牛隈2534番地7	57-1607
碓井学童保育所	嘉麻市上臼井868番地	62-4371
稲築西学童保育所	嘉麻市岩崎1073番地	42-1206
稲築東学童保育所	嘉麻市平1536番地	42-1207
上山田学童保育所	嘉麻市上山田502番地36	53-0616
下山田学童保育所	嘉麻市下山田353番地1	52-1430

広 告

2025年5月より
嘉麻市役所近くに移転オープン

KUMON

岩崎なつき教室



火・金 15:00~20:30
土 09:00~12:00

2025年5月より
嘉麻市岩崎 1242-1
TEL0948-42-1203

けいせん21教室



月・木 15:00~20:30

桂川町土居396-8
TEL0948-65-0096

嘉飯圏域(嘉麻市・飯塚市・桂川町)病児保育事業

こども育成課 保育係 ☎0948-42-7460

病児保育事業とは、お子さんが病気又は病気の回復期であり、集団保育及び家庭保育が困難な場合に、専門の施設で児童を一時的にお預かりする事業です。

対象児童

次の条件をすべて満たしている児童

- ①生後2か月から小学6年生まで
- ②病気又は病気の回復期にあって、入院治療を必要とせず当面の急変が認められないこと
- ③保護者が勤務等の都合で家庭での保育ができないこと

施設一覧

- ◆さくらーム ☎0948-22-1433

飯塚市忠隈380「宮嶋医院」

【利用時間】月～金曜日 8:00～18:00

- ◆キッズケアルーム飯塚らいむ ☎0948-52-3654

飯塚市鯰田2425番地207「飯塚らいむ保育園」

【利用時間】月～金曜日 8:30～18:00

利用方法

施設での「事前登録」が必要です。

利用前日までに「利用申込み」が必要です。(電話予約可能)

※さくらームは18:00まで、飯塚らいむは17:00まで

利用料金

無料(飲食物等は除きます。)



①

折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上に立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ★ 折り紙

嘉麻市転入者等住まい応援交付金

● 住宅課 住宅管理係 ☎0948-42-7062

※下記内容につきましては、令和6年12月現在の制度をもとに掲載しています。

今後は制度の見直しが発生する場合があります。

子育て世代の転入と本市への定住促進を図るため、転入者等で市内に住宅の新築又は住宅を購入(中古含む)した子育て世帯に対し、交付金での支援を行います。

交付金の交付を受けるには申請手続きが必要です。交付対象要件に該当する場合は住宅課にて申請の手続きをしてください。

●交付金の額

交付対象者への交付金の額は、1申請あたり新築の場合200万円、中古住宅の場合100万円です。

また上記の交付に併せ、下記の条件を満たしたときはそれぞれ加算額を増額し、新築の場合300万円、中古住宅の場合200万円を限度額として交付します。

①交付対象者の世帯の構成員に、中学生以下の子を扶養しており、当該子の数に応じ次に定める額

ア 2人目まで 1人につき10万円

イ 3人目以降 1人につき20万円

②当該住宅が市内業者(※)により施工又は販売された場合 50万円

※市内業者とは、嘉麻市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ、代表者が本市の住民基本台帳に記載され、建設業法第3条第1項に規定する許可又は宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を有する業者です。

※詳しいことは住宅課にお問い合わせしていただくか嘉麻市のホームページにて確認をお願いします。

ホームページアドレス <http://www.city.kama.lg.jp>

HOME⇒くらし・手続き⇒住まい・引越し⇒嘉麻市転入者等住まい応援交付金のお知らせ

こどもクリニック(プロジェクトK事業)

● スポーツ推進課 プロジェクトK・スポーツ推進係 ☎0948-62-5730

✿✿ プロジェクトKとは

乳幼児から高齢者、障がいのある方に至る全ての市民を対象に徳島大学名誉教授 荒木秀夫氏が提唱されている脳科学、認知科学などに基づいた荒木式コオーディネーショントレーニングを導入することにより、体力・運動能力の発達だけでなく、知的能力の発達、情緒的な安定や想像性豊かな人格形成等を図ることをめざしています。

※荒木式コオーディネーショントレーニングとは

近年の脳科学、認知科学などの進展により、運動が知性、感性に大きく影響することが明らかにされました。このような知見に基づいたトレーニングと学習を荒木式コオーディネーショントレーニングと言います。認知、知覚、運動などの個々の基礎的能力を目的に応じて組み合わせることにより、スポーツ、音楽、思考、労働などの創造的な行動能力を発揮できるようになります。

✿✿ こどもクリニックについて

子どもの発達に不安のあるご家族を対象に、荒木式コオーディネーション理論の観点からアドバイスを行う事業です。徳島大学名誉教授 荒木秀夫氏とのマンツーマンで行い、ボールで遊ぶ姿やお絵かきをする様子等をみせて頂くことで、その子どもに応じた声かけや日常で取り入れられる動きをアドバイスします。

「歩き方が気になるな…」「言葉が遅いようだけど…」など、お悩みはどんなことでもかまいません。お気軽にご相談ください。

※こどもクリニックの開催については、荒木名誉教授のスケジュールによりますので、不定期での開催となります。ご了承ください。

ブックスタート

嘉麻市立嘉穂図書館 ☎0948-57-3610

ブックスタートは、地域に生まれた赤ちゃんに健やかに育ってほしいと絵本を手渡し、子育ての応援をする活動です。嘉麻市では赤ちゃんとご家族に絵本が2冊入ったブックスタートパックをプレゼントしています。赤ちゃんと身近にいる大人の方が一緒に絵本を開くことで、赤ちゃんにゆっくり語りかけるひとときが生まれます。ふれあいの中で身近な人の声を聞く。それは、赤ちゃんにとって幸せな体験になります。ぜひ赤ちゃんと一緒に絵本を楽しんでください。健診会場では、図書館職員が「おすすめの絵本リスト」などのお役立ち情報と一緒に家庭での読み聞かせのアドバイス、絵本の読み聞かせ等も行います。

配布日

毎月の4か月児健診(稲築保健センター)

ブックスタートパックの内容

絵本2冊、アドバイスブックレット、コットンバッグ、絵本ガイド、読書手帳等

絵本でくすぐる講座

嘉麻市立嘉穂図書館 ☎0948-57-3610

乳幼児期からの読書推進活動の一環として、ブックスタート事業のフォローアップを目指し、親子のふれあいやコミュニケーションを促すための講座として年1回開催します。

令和7年度の内容と日程については、嘉麻市立嘉穂図書館にお尋ねください。

乳幼児向けおはなし会

嘉麻市立嘉穂図書館 ☎0948-57-3610

乳幼児期の子どもたちを対象に絵本の読み聞かせをしています。

幼いころから本に親しむ機会を継続的に提供し、さまざまな読書の楽しみ方を伝えています。

また、参加される保護者の方々の交流の場としてご活用ください。

絵本の読み聞かせやわらべうなどを取り入れたプログラムで毎月開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

おはなし会の定例日(乳幼児向け) ※20分程度

山田図書館…第2水曜日 11:00～

稲築図書館…第3木曜日 11:00～

(※偶数月のみ、10:30～嘉麻市地域子育て支援センター(鴨生保育所内)にて開催)

碓井図書館…第4日曜日 11:00～

嘉穂図書館…第3金曜日 10:30～

※定例日の日程が変更になる日があります。詳しくは、各図書館へお尋ねください。

連絡先

嘉麻市立山田図書館(☎53-1143)

稲築図書館(☎42-7046)

碓井図書館(☎62-5174)

嘉穂図書館(☎57-3610)



赤ちゃんタイム

嘉麻市立嘉穂図書館 ☎0948-57-3610

図書館に行きたくても「小さな子どもを連れては行きづらい…」と、足が遠のいてしまっていませんか？赤ちゃんタイムは、保護者の皆様に赤ちゃんと一緒に図書館をもっと利用していただきたいという思いから開催しています。

赤ちゃんタイムは、毎月乳幼児向けおはなし会と同じ日に開催します。

赤ちゃんが泣いても大丈夫です。ぜひ、お気軽に図書館へお越しください。

赤ちゃんタイムの定例日

山田図書館…第2水曜日 10:00～12:00

稻築図書館…第3木曜日 10:00～12:00

碓井図書館…第4日曜日 10:00～12:00

嘉穂図書館…第3金曜日 10:00～12:00

※定例の日程が変更になる場合があります。詳しくは、各図書館へお尋ねください。

連絡先

嘉麻市立山田図書館(☎53-1143)

稻築図書館(☎42-7046)

碓井図書館(☎62-5174)

嘉穂図書館(☎57-3610)

絵本バックでお出かけしよう「赤ちゃん絵本バック」

嘉麻市立嘉穂図書館 ☎0948-57-3610

「子どもに(赤ちゃんに)どんな絵本を選んだらいいの？」「絵本を選ぶ時間がないわ」という方に、年齢別に絵本を選んでテーマ別にセットしています。対象は0～3歳です。

赤ちゃんを抱っこしたまま選ぶこともできます。嘉麻市に在勤、在住、桂川町、飯塚市に在住の方であれば、貸出もできます。利用についてのお問合せは下記の連絡先までお願いいたします。

絵本バックの設置場所は嘉穂図書館です。ご利用お待ちしています。

連絡先

嘉麻市立嘉穂図書館(☎57-3610)

室内で楽しもう！ひと工夫でおうち遊びを ENJOY

② マスキングテープ de 「おうち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。

用意するもの

- ★マスキングテープ
- ★おうちにあるおもちゃ

家庭教育支援事業 『ミニプレーパーク』

○ 生涯学習課 社会教育係 ☎0948-62-5718

月に1回、土曜・日曜・祝日のいずれかに、予約不要・出入り自由の遊び場を作っています。

決まったプログラムはありません。シャボン玉、コマ、段ボールなどを使った遊びや季節にあった遊びもしています。子どもたちは遊びの天才です。遊びの中でたくさんの力が育ちます。子どもの成長と発達に効果的な外遊び。外で思いきり、子どもと遊びませんか？



●ミニプレーパーク

対象者

0歳から小学生までの子どもとその保護者

開催日時

月1回(土・日・祝日のいずれか)9:00～12:00

※開催場所や日程など詳しくは担当係にお問い合わせいただくか、嘉麻市ホームページ(「嘉麻市子育て講座」で検索)にて、ご確認ください。



子育て応援情報



③ ちょっと変わった「お絵描き遊び」

いつものお絵描きもひと工夫。色鉛筆やクレヨンをたくさん握って線を引けば、カラフルな虹が描けます。色の組み合わせを利用して、お絵描きの時間も楽しくしましょう。ちょっと変わったお絵描きで、発想力が育まれるきっかけになるかもしれません。



用意するもの

★クレヨンや色鉛筆(カラフルなもの)

家庭教育支援事業 『メディア講座』

生涯学習課 社会教育係 ☎0948-62-5718

子どもを取り巻くメディア(テレビ・ゲーム・スマートフォン・タブレット・パソコン、インターネット等)の環境はめまぐるしく変わっています。メディアの長時間接触や低年齢化が、子どもの成長と発達に及ぼす影響も心配されています。ゲームや無料通信アプリ、動画投稿サイトやSNSで保護者が知らないうちに、子どもが危険にさらされていることもあります。

ご要望に応じて幼稚園・保育園・小中学校・義務教育学校、子育て中の保護者向けにメディア講座を行っています。少人数でも開催できます。お気軽にご相談ください。



児童発達支援

社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

未就学の障がいがある乳幼児に対し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等必要な支援を行います。

対象となるのは

次のいずれも該当する方が対象です。

- ①未就学児(保育所(園)や幼稚園に在籍している方も利用できます。)
- ②「嘉麻市に居住している児童」または「児童が他市町村に居住し保護者が嘉麻市に居住している児童」(居住地特例で他の市町村措置の方は、対象外)
- ③ア～オまでのいずれかに該当する方
 - ア. 身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - イ. 療育手帳の交付を受けたもの
 - ウ. 精神保健福祉手帳の交付を受けたもの又は同等の障がいを有することを証明する書類を有するもの
 - エ. 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類を有するもの
 - オ. 難病や乳幼児健診等により療育・訓練を必要とするなどを証明する、医師の診断書や関係機関からの意見書を有するもの

費用負担

保護者の属する世帯の所得に応じ、市が決定します。

- ◆市民税非課税及び生活保護適用中の世帯:全額免除
- ◆市民税課税世帯(所得割28万円未満):月上限額 4,600円
- ◆市民税課税世帯(所得割28万円以上):月上限額37,200円

利用できる事業所

随時更新されているため、お問い合わせください。

申請について

聴き取り調査等必要となりますので、お問い合わせください。

放課後等デイサービス

○ 社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

就学中の障がいがある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活の能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいがある児童の自立を促進するとともに、学校の終了後または休業日の居場所づくりを提供します。

対象となるのは

次のいずれも該当する方が対象です。

- ①学校に就学している児童(幼稚園及び大学を除く)
- ②「嘉麻市に居住している児童」または「児童が他市町村に居住し保護者が嘉麻市に居住している児童」(居住地特例で他の市町村措置の方は、対象外)
- ③ア～オまでのいずれかに該当する方
 - ア. 身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - イ. 療育手帳の交付を受けたもの
 - ウ. 精神保健福祉手帳の交付を受けたもの又は同等の障がいを有することを証明する書類を有するもの
 - エ. 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類を有するもの
 - オ. 難病等により療育・訓練を必要とすることを証明する、医師の診断書や関係機関からの意見書を有するもの

費用負担

保護者の属する世帯の所得に応じ、市が決定します。

- ◆ 市民税非課税及び生活保護適用中の世帯:全額免除
- ◆ 市民税課税世帯(所得割28万円未満):月上限額 4,600円
- ◆ 市民税課税世帯(所得割28万円以上):月上限額37,200円

利用できる事業所

随時更新されているため、お問い合わせください。

申請について

聴き取り調査等必要となりますので、お問い合わせください。



日中一時支援事業

○ 社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

日中において見守り等の支援が必要な障がいがある方(児童・者)に対し、障がいがある方の日中ににおける活動の場を確保し、障がいがある方を日常的に介護している家族に対し就労支援やレスパイト(一時的な休息)を提供します。

対象となるのは

次のいずれかに該当し、嘉麻市に居住している児童またはその保護者が対象です。(居住地特例で他の市町村措置の方は、対象外)

- ①身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - ②療育手帳の交付を受けたもの
 - ③精神保健福祉手帳の交付を受けたもの又は同等の障がいを有することを証明する書類を有するもの
 - ④難病等を証明する、医師の診断書や関係機関からの意見書を有するもの
- ※障害支援区分1以上(児童区分1以上)の方が対象

利用回数

1月あたり23回以内。※23回を超える場合については、要相談

費用負担

1割負担。生活保護適用中の世帯は全額免除

利用できる事業所

随時更新されているため、お問い合わせください。

申請について

聴き取り調査等必要となりますので、お問い合わせください。

保育所等訪問支援

● 社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶けこめるようになるための支援を行います。

対象となるのは

次のいずれも該当する方が対象です。

- ①保育所、幼稚園、小学校等に在籍している児童
- ②「嘉麻市に居住している児童」または「児童が他市町村に居住し保護者が嘉麻市に居住している児童」(居住地特例で他の市町村措置の方は、対象外)
- ③ア～オまでのいずれかに該当する方
 - ア.身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - イ.療育手帳の交付を受けたもの
 - ウ.精神保健福祉手帳の交付を受けたもの又は同等の障がいを有することを証明する書類を有するもの
 - エ.特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類を有するもの
 - オ.難病等により療育・訓練を必要とすることを証明する、医師の診断書や関係機関からの意見書を有するもの

費用負担

保護者の属する世帯の所得に応じ、市が決定します。

- ◆市民税非課税及び生活保護適用中の世帯:全額免除
- ◆市民税課税世帯(所得割28万円未満):月上限額 4,600円
- ◆市民税課税世帯(所得割28万円以上):月上限額37,200円

利用できる事業所 随時更新されているため、お問い合わせください。

申請について 聴き取り調査等必要となりますので、お問い合わせください。

広 告

社会福祉法人 稲築福祉会
障がい福祉サービス事業所 誠心園
嘉麻市平54番地 TEL.0948-20-5090 FAX.0948-20-5091

【事業内容】

◆就労継続支援B型 ◆生活介護 ◆共同生活援助(グループホーム)
◆障がい者生活支援センター誠心園 ◆地域生活支援

園で栽培した芋を使った芋焼酎“自立”の販売も行っています。





小、中、義務教育学校



入学・転校手続き

学校教育課 教務係 ☎0948-62-5726

✿ 小、中、義務教育学校の新入学

- ①「入学通知書」は教育委員会から1月中に保護者あてに送付します。
- ※2月中旬までに入学通知書が届かない場合はお問い合わせください。
- ※義務教育学校7年生への通知はありません。
- ②入学前、次の場合には連絡をしてください。
 - (1)入学通知書の氏名・生年月日などの記載に誤りがあるとき
 - (2)入学通知書を受け取った後、住所を異動されたとき
 - (3)市立の小、中、義務教育学校以外の学校に入学されるとき
 - (4)指定された学校の変更などの相談がしたいとき

✿ 転校の手続き

	市内の転校	市外への転校	市外からの転校
必要なもの	転出学通知書 転入学通知書	転出学通知書	転入学通知書
提出先	転出校 転入校	転出校	転入校

※転出(入)学通知書は、市民係の窓口で「住民異動届」を提出したときに発行されます。

就学援助制度

学校教育課 教務係 ☎0948-62-5726



小、中、義務教育学校

経済的な理由で、子どもの義務教育に伴う費用の負担が困難な保護者に対し、学校で必要な費用の一部について、市が援助を行っています。希望される方は下記により申請を行い、認定になった方が対象になります。

援助内容	学用品費(定額)、新入学学用品費(新1年生、新7年生のみ、定額)、修学旅行費・校外活動費(年1回のみ)、給食費等 ※認定の時期等により該当にならないものもあります。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助費受給申請書(申請窓口にあります。) ● 通帳(認定になった場合、学用品費等が口座振込になりますのでコピーをとります。) ● 印鑑(認印)※申請者と振込口座名義人が違う場合のみ ● 所得課税証明書(※申請前年度の1月1日時点で嘉麻市に住所のない方のみ)
申請場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育課 教務係(碓井総合支所) ● 市民課 市民係(本庁) ● 市民サービス課 市民サービス係(各総合支所)
申請時期	随時受け付けていますが、認定は申請した日の翌月分からとなります。年度当初からの受付期間は決まっています。
認定について	世帯全員の所得の状況等により審査し判定を行います。そのため、世帯全員の所得の申告が必要です。結果については後日、郵送でお知らせいたします。

※詳細については、広報嘉麻1～4月号、嘉麻市HP等でお知らせしています。



その他



各種相談窓口

◆ 子育て支援課 ☎0948-62-5716 学校教育課 教務係 ☎0948-62-5726

✿◆ 各種相談

嘉麻市こども家庭センター かま・suku(子育て支援課)相談窓口

相談窓口	電話番号	相談内容
母子保健係	0948-62-5715	乳幼児健診や妊婦健診など母子保健全般に関すること お子さんの予防接種に関すること 乳幼児、妊婦の食事・栄養に関すること
発達相談支援係	0948-62-5716	お子さんの発達に関すること 療育事業に関すること 保育所(園)・幼稚園への巡回相談に関すること
家庭・教育相談支援係	0948-62-5717 0948-62-5733 ※教育相談専用ダイヤル	お子さんの養育、ひとり親家庭の生活支援に関すること お子さんの就学等、教育全般に関すること

その他

✿◆ 教育に関する相談

相談窓口	電話番号	受付日(時間)	相談内容
嘉麻市適応指導教室 (れすとぴあ)	0948-62-5728	月～金曜日 (祝日・休日・年末年始を除く) 8時30分～17時	児童・生徒の教育に関すること(いじめ・不登校等)
嘉麻市教育委員会 (学校教育課)	0948-62-5726		

✿◆ 少年の非行やいじめに関する相談

相談窓口	電話番号	受付日(時間)	相談内容
子どもホットライン24 (教育庁筑豊教育事務所、ほか)	0948-25-3434	毎日(年末年始を除く) 24時間対応	子どもの生活、しつけ、問題行動、家庭親子関係、不登校等

✿◆ 子育てに係る経済的負担の軽減

経済的支援	支援概要	担当課
就学援助制度	子どもの義務教育に伴う費用の負担が困難な保護者に対する援助	学校教育課教務係
特別支援 教育就学奨励費制度	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する援助	学校教育課教務係

障がい者(児)相談支援事業(障がいに関する相談)

○社会福祉課 障がい者福祉係 ☎0948-42-7458

✿ 飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター

障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方、そのご家族、関係者の方の相談窓口です。相談は無料で専門の相談員が対応します。

あなたの生活の悩みごと・困りごと・心配ごと、将来のこと、仕事のこと、夢、子どもの発達や将来のこと、お住まいのこと、障がい者虐待のことなど、なんでもご相談ください。

関係機関と相談しながら、一緒に解決の糸口を考えます。

誰もが住みやすい地域を目指して

福祉サービスには、
どんなものがあるのかな?

年金は受け
られるのかな?

障がいのことが
よくわからない
なあ。

計画相談って
なんだろ?



※障がい者基幹相談支援センターは、飯塚市・嘉麻市・桂川町から委託された相談機関で、これまでの障がい者支援センター(かさまつ、たいよう、BASARA)の相談支援専門員で構成されています。

※発達障がい児等を対象とした療育面における相談支援は、引き続き行います。

こども発達療育センター テコテコ 相談支援部門 トントン

飯塚市口原1061-6 ☎(09496)6-8278 FAX(09496)6-8280

広 告

一人ひとりの暮らし・人生を大切に…
～みんなでつながっテコテコ～



飯塚市・嘉麻市・桂川町

発達障がい児等相談支援機能強化事業

トントン

トントンでは、「あれ?」、「どうして?」、「何か気になる」…などお子さまのことについてご相談をお受けいたします。

家庭や園・学校などで、生活のしづらさやお友だちとのやりとりがうまくいかないなど、何か気になることや心配なことがあるときは、まずはご連絡下さい。

ご相談内容によって、医師や作業療法士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門スタッフがご対応いたします。

〒820-1114 福岡県飯塚市口原 1061-6 ☎ 0948-96-8280

特定非営利活動法人 嘉飯山ネット BASARA (ばさら)

「テコテコ」とは、当センターの総称です。

「テコテコ」には、【相談部門】と【療育部門】の2つの部門があります。

こども発達療育センター テコテコ

営業日：火曜日～土曜日 営業時間：9時～18時
休業日：日曜日、月曜日
(8月13日～15日、12月30～1月3日、その他法人が指定する日)

【療育部門】 児童発達支援事業
放課後等デイサービス事業

生活介護事業

*主に重症心身障がい児・者が対象

【療育部門】 児童発達支援センター
放課後等デイサービス事業

ココ・カラ



その他



障がい者基幹相談支援センターの役割

障がい者基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務および、成年後見制度利用支援等を実施し、地域の実情に合わせて、皆さんに安心して生活できるように支援していきます。

飯塚市・嘉麻市・桂川町にお住いの障がい児者やそのご家族、日頃から障がい児者の生活を支援している方なら、どなたでも、どんなご相談でもお受けします。お気軽にご相談ください。

総合相談・専門相談

総合的な相談の窓口として、皆さんの生活の悩みごと、ご家族や関係の方の心配ごとなどをお受けします。

地域移行・地域定着

施設や医療機関から地域に戻りたいと希望される方、戻った後の地域生活についてのご相談をお受けします。また、居宅サポート事業の活用を促します。

自立支援ネットワークの運営 (自立支援協議会)

地域の関係機関のネットワークづくりを推進します。

※障がい者虐待防止センターの機能も兼ねています。

権利擁護・虐待防止

成年後見制度のことや、親亡きあとでの生活のことについてご相談をお受けします。障がいのある方の権利擁護や虐待に関するご相談をお受けします。

相談支援体制の整備

相談支援事業者への人材育成や助言などを行います。関係機関との連携強化に取り組みます。

その他

ご相談は無料でお受けします。

電話、ファックス、メールなどで、お気軽にご相談ください。また、センターにお越しいただいたり、ご自宅などへの訪問もさせていただきます。

なんでもご相談ください！！

広 告

NPO
嘉飯山ネット **BASARA**

多機能型事業所 **はなまる**

嘉麻市山野1222-1

(0948)42-5137

〈委託事業〉

地域活動支援センター izumi
飯塚市枝国 402-46 (0948)52-3759
障がい者就業・生活支援センター BASARA
飯塚市吉原町6-1 アイタウン4F (0948)23-5560

〈個別給付事業〉

就労継続支援 B型事業 あすてっぷ
飯塚市忠隈 71-10 (0948)24-9332
生活介護事業 びあんた
飯塚市忠隈 71-1 (0948)22-7538
こども発達療養センター テコテコ
飯塚市口原 1061-6 (0948)96-8276

飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター

24時間365日 相談・虐待通報受付

☎ 0948-43-9977

FAX 0948-43-9974

メール gyakutai.sos@ezweb.ne.jp

障がい者虐待防止センターでは、「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の方への虐待の通報を受け付けています。

「虐待かも？」と思ったり、虐待に気付いた時は、虐待防止センターもしくは各行政の障がい担当窓口までご相談ください。

※障がい者の虐待に気付いた人は、通報する義務があります。ご相談は匿名でも受け付け、通報した人の情報は守られます。

●各行政の障がい担当窓口

◆嘉麻市 社会福祉課 障がい者福祉係

☎0948-42-7458 FAX0948-42-7091

※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応

ファックスは平日8時30分～17時まで受付

◆飯塚市 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

☎0948-22-5500(内線)1157 FAX0948-21-6356

※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応

ファックスは平日8時30分～17時15分まで受付

◆桂川町 健康福祉課 福祉係

☎0948-65-0001 FAX0948-65-0078

※電話は土・日・祝日・夜間は宿直対応(☎0948-65-1100)

ファックスは平日8時30分～17時15分まで受付



その他

広 告



こども発達サポート
ふらむ

指定特定相談支援事業・障がい児相談支援事業
ライフサポート くらいく 併設

児童発達支援
放課後等デイサービス
9:00 ~ 18:00
定休日 土曜 / 日曜 / 祝日

*土曜日は不定期で開所しておりますので
随時お問い合わせください！

嘉麻市上山田 402-12



0948-43-8431

発達障がいについて知っていますか？

○ 子育て支援課 発達相談支援係 ☎0948-62-5716 学校教育課 教務係 ☎0948-62-5726

✿ 黄色の花 発達障がいとは

発達障がいは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、対人関係や行動のコントロール、学業などに支障が生じる状態のことをいいます。発達障がいは病気ではありませんが、その状態が続き、保育所(園)・幼稚園や小学校に通い始めると、さまざまな問題に直面することがあります。

発達障がいのある子どもが、健やかに成長するためには、発達障がいを早期に発見して、適切な療育を行ったり、環境を整えたりすることが重要です。

✿ 黄色の花 発達障がいの種類と症状

● 自閉症

人との交流がうまくできなかったり、言葉の発達に遅れが見られます。特定の物や場所に強いこだわりを示すなどの特徴があります。

● アスペルガー症候群

自閉症と同様の症状が現れますぐ、知的発達やことばの発達に遅れはありません。

(自閉症スペクトラム障害)

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害(PDD)とほぼ同じ群を指しておらず、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれます。その症状の程度が異なる連続体(スペクトラム)という意味で「自閉症スペクトラム」と言われています。

その他

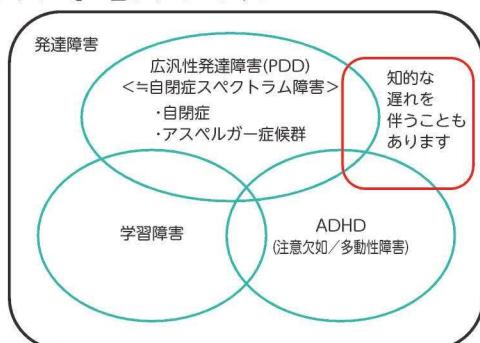
● 注意欠如多動性障害(ADHD)

集中力が長続きせず注意力が散漫(不注意)、落ち着きがなくじっとしていられない(多動性)、衝動に任せて行動を起こしてしまう(衝動性)などの特性があります。

● 学習障害(LD)

知的能力には遅れがないにも関わらず、読む、書く、計算するなどの特定の分野に障がいがみられることがあります。

発達障がいは、複数の障がいが重なって現われることもありますし、障がいの程度や年齢(発達段階)、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障がいは多様であることをご理解ください。



『それって本当?』 子育ての疑問

Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる?

A だっこは大事なスキンシップ!

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ! 心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



✿発達障がいのサイン

- ◆人の目を見ることが少ない
- ◆指さしをしない
- ◆ほかの子どもに関心がない
- ◆ちょっとしたことで気が散り、集中できない
- ◆落ち着きがなくじっとしていられない
- ◆気持ちの切り替えが難しい、順番やルールを守れない
- ◆ことばの発達が遅れている
- ◆特定の物にこだわりが強く、興味や関心の対象がせまい
- ◆決まったやり方や方法にこだわる
- ◆人の話を聞かず、一方的に話す
- ◆他人の会話やゲームに割り込む
- ◆相手の気持ちやその場の雰囲気が読めない

など

発達障がいは、幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。また、発達障がいのあるお子さんは日常生活の中で不安や困り感を持ち、怒られることや失敗が増えることで自信を失い、不登校、ひきこもり、うつ病などの2次障害を引き起こす可能性があります。早めにお子さんに合った支援や適切な関わり方を行い、お子さんが過ごしやすい環境を作っていく必要があります。

✿相談方法

お子さん、保護者の早期支援のために、嘉麻市では療育訓練事業や保育所(園)・幼稚園、小学校への巡回相談事業を行っています。お子さんの気になる「行動」や「特性」があれば、保育所(園)・幼稚園の先生や学校の先生、市の保健師に相談しましょう。



その他



『それって本当?』 子育ての疑問

Q

A

Q 日光浴をさせないとビタミンDが不足する病気になる?

A 「日光浴」から外の空気に慣れさせる「外気浴」へ

大人よりも肌の薄い赤ちゃんへの「長時間紫外線を浴びることへの影響」が考慮され、日光を浴びさせる目的の「日光浴」から、外の空気に慣れさせる「外気浴」へと変化しています。また今は栄養豊富な粉ミルクも多く、ビタミンD不足もあまりなくなっていました。



療育事業

● 子育て支援課 発達相談支援係 ☎0948-62-5716

一人ひとりのお子さまの特性に応じて、支援が受けられる教室です。ご家庭や保育所(園)などで、お子さまの様子が気にかかることがあればいつでもお気軽にご相談ください。教室は予約が必要です。

対象者 嘉麻市に住民票のある就学前のお子さま

●ことばの教室

ことばが遅い、どもる、ことばのやりとりが難しい、こだわりがある、かんしゃくが激しいなど保護者やお子さまが困っていることに対する相談に応じ、家庭での関わり方のアドバイスや必要な支援を行います。

専門スタッフ 言語聴覚士

●運動の教室

お座りや寝返りが遅い、ハイハイをしない、手先が不器用、バランス運動が苦手などの運動面に関する相談に応じ、家庭でできる運動のアドバイスや必要な支援を行います。

専門スタッフ 作業療法士

●心理の教室

お子さんの関わり方に困っている、産後に気分の落ち込みがあるなど相談に応じます。

専門スタッフ 臨床心理士

●場所

碓井母子保健施設

その他



巡回相談事業

● 子育て支援課 発達相談支援係 ☎0948-62-5716

臨床心理士などの専門員と、保健師等が、保育所(園)・幼稚園に巡回訪問し、相談支援を実施しています。子どもたちが、より楽しい毎日を過ごせるよう、家庭や園生活の中で適切な配慮が出来るように支援し、子どもの伸びる力を手助けします。また、お子さまのことでご相談したいこと(言葉が出にくく、お友達とのトラブルが多い、かんしゃくが激しいなど)がありましたら、個別に相談できますので、保育所(園)・幼稚園に直接または子育て支援課にご相談ください。

広 告

工場スタッフ募集

当社は、オイルシール国内シェアトップクラス
NOK(株)グループ企業です!!



事業内容／工業用ゴム生地製造・販売



NOKエラストマー株式会社

〒820-0302 福岡県嘉麻市大隈町 1651 TEL.0948-57-1591



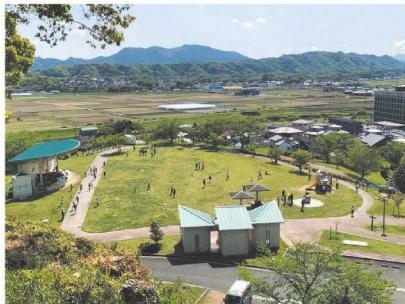
子育て世代の公園利用

土木課 都市計画・公園係 ☎0948-42-7042

嘉麻市には大小さまざまな公園があり、老若男女を問わず、みなさんのコミュニケーション・健康増進・癒しや憩いの場としての役割を担っています。子育て世代の皆さんにも有効に公園を利用していくだけるように、草刈等の維持管理はもとより、遊具等の施設の安全性、公園の防犯対策、改修時にはユニバーサルデザイン・バリアフリー化等を高めることで、公園を安心安全に利用できるように努めています。

子育て世代のみなさまに、身近な公園として主なものをご紹介いたします。

✿ 稲築公園拡張部(嘉麻市岩崎1096番地)



稲築公園拡張部は、小高い丘に位置しているため頂上部からの眺望も良く、幼児向けの遊具・ローラースライダー(すべり台)・広い芝生の広場・遊歩道があります。春の時期になると隣接する稻築公園には桜が満開になります。

✿ 稲築鴨生公園(嘉麻市鴨生418番地6)



稲築鴨生公園には、体育館・武道場・多目的広場のスポーツ施設のほか、児童向けの遊具を備えた広場があります。また、多目的広場の周りは緑に囲まれているため、遊歩道で散歩や散策もゆっくり楽しめます。

※スポーツ施設につきましては、スポーツ推進課施設管理運営係(☎0948-62-5731)までお問合せください。



その他

✿ 稲築山野運動公園(嘉麻市山野2009番地1) ━━



稻築山野運動公園は、面積が約6.9haと広く、住宅街に位置している比較的静かな公園です。多目的広場には複合遊具や健康器具等が設置されています。広場も広くボール遊びやかけっこも気兼ねなくできます。

✿ 稲築沖出古墳公園(嘉麻市漆生78番地1) ━━



稻築沖出古墳公園の真ん中には、県指定史跡の前方後円墳(古墳)があり、古墳の周囲はなだらかな斜面の広場となっています。4世紀の終わり頃、この地に住んでいた先人たちの足跡を辿ってみませんか。

※古墳の見学は、生涯学習課文化推進係(☎0948-62-5720)にお尋ねください。

その他

広 告

総合建設業 株式会社 政建設

福岡県知事許可(一般) 第111065号

嘉麻市上白井1100-1

TEL 0948-43-3531 FAX 0948-43-3532

✿ 山田市民公園(嘉麻市上山田381番地45) ━━



桜やけやきの木に囲まれた山田市民公園には、公園上段の広場と幼児や児童向け遊具があります。幼児や児童が広場でボールやかけっこなどで身体を動かし、遊具で楽しく時間を過ごせる公園です。

✿ 碓井琴平公園(嘉麻市上臼井544番地) ━━



碓井琴平公園は、琴平山の麓に位置する公園で、児童向けの遊具や広場があります。桜の時期には満開の桜も楽しめます。また、琴平山の周囲には、織田廣喜美術館・碓井郷土館・図書館・道の駅うすいもあり、公園で遊ぶついでに、いろんな施設に立ち寄ることができます。



その他

広 告

「未来」を創り「ふる里」を守り、豊かな社会づくりを目指します

総合建設業(特定建設業許可)



株式会社 久家組

代表取締役 久家 英穂

土木工事・造成工事・舗装工事・解体工事・産業廃棄物収集運搬

嘉麻市九郎原2770-3 TEL 0948-57-2866

★ 子育てマップ ★



その他

家族みんなで
おでかけしよう!



稻築
エリア②



その他

稻築エリア①

- 山野保育園 … P26
- 稲築山野運動公園 … P50
- みどり保育園（一時預かり）… P26
- 稲築西学童保育所 … P32
- いなつきれんげ幼稚園 … P25
- 稲築図書館 … P35・36
- 稲築公園拡張部 … P49
- 稲築保健センター … P11・15・35
- なつき保育園 … P26
- 稲築沖出古墳公園 … P50

稻築エリア②

- 稲築鴨生公園 … P49
- 鴨生保育所（地域子育て支援センター）… P26・28
- 稲築東学童保育所 … P32
- 稲築中央幼稚園 … P27
- あかり保育園 … P26





その他



みんなで公園で
遊びたいね！



山田
エリア



その他

- 碓井・嘉穂エリア
- まこと保育園 ... P26
 - 碓井ひかり幼稚園 ... P27
 - 栄こども園(一時預かり) ... P25
 - 碓井図書館 ... P35・36
 - 碓井学童保育所 ... P32
 - 嘉穂第2学童保育所 ... P32
 - 恵大保育園(支援センター・一時預かり) ... P26
 - 碓井母子保健施設 ... P48
 - 碓井琴平公園 ... P51
 - めぐみ保育園 ... P26
 - 嘉穂総合運動公園
 - 嘉穂らいむ保育園 ... P26
 - 大隈ふたば幼稚園 ... P27
 - 嘉穂図書館 ... P35・36
 - 嘉穂学童保育所 ... P32

山田エリア

- 明見保育園(支援センター・一時預かり) ... P26
- 下山田学童保育所 ... P32
- 山田市民公園 ... P51
- 山田図書館 ... P35・36
- みのり幼稚園 ... P27
- 一本松保育園(一時預かり) ... P26
- 上山田学童保育所 ... P32
- どんぐり保育所(病後児保育室) ... P26・29





嘉麻市／株式会社サイネックス



嘉麻市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北九州支店

〒802-0804 福岡県北九州市小倉南区下城野1-9-18

TEL.093-288-5630

※掲載している広告は、令和7年3月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

＼ いつでも！誰でも！どこからでも！ ／



嘉麻市

子育てガイドブック

電子ブック案内



タブレット



パソコン



スマートフォン

2025年5月
より公開

電子ブックはこんなときに活用できます



外出中に子どもが
発熱して困った…どうしよう



初めての妊娠で手続きや
支援制度がわからない



カレンダー形式の
手続き一覧はないかしら？



次の遊び場は
どこにしようかと悩んだら



冊子が見つからないから
電子ブックで読みたい



ブックマークは
こちらから

こんな便利機能もあります



目次から知りたい情報に
ワンタッチで移動



細かい文字は
拡大して表示できる



再読したいページには
しおりを挿入



気になった内容には
メモ機能で書き足し



子育てガイドブック